

臺灣保育會概況 (二)

臺北市錦幼稚園長 竹 下 ヲ ル

一、本島幼稚園の起原 明治三十年十月十八日、臺南教育會より幼稚園設立を願し、知事の認可を得て、十二月一日より開園した。當時の事情につき、臺南縣知事の報告に依るに、次の通りである。

當臺南ニ於テハ、客年來學者紳士臺南教育會ヲ組織シ、教育ノ改良進歩ニ關シ考究致來候處、先般同會幹事蔡夢熊觀光ノ爲メ、京阪地方漫遊ノ節、幼稚園ノ兒童保育ヲ目撃シ、歸臺ノ後其ノ有益ナル事業タルコトヲ賞讃シテ止マス。依テ之ガ設立ヲ勧誘シ且教育會ニ其設立ノ是非ヲ諮問セシニ、種々審議ノ上、大ニ贊成ヲ表シ同會ニ於テ設立スルコトヲ決議シ、直ニ創立委員五名ヲ〔内地人一名〕選舉シ、創立一切ノ事務ヲ委托セシカ、遂ニ十月十八日ニ至リ右創立委員ヨリ、幼稚園設立ノ義願出閣屆候處、教育會ニ於テハ蔡夢熊ヲ推シテ、園長トナシ女子師範學校卒業生ニシテ當地ニ寄留スル婦人二名ヲ招聘シ、十二月一日ニ至リ、當城內關帝廟内ニ於テ開園致候、入園ノ兒童ハ縣知事ノ

子弟ヲ始メ富豪ノ兒童ニシテ、既ニ二十名〔三分ノ一女子三分ノ二男子〕ニ達セルノミナラズ、益々増加ノ模様有之兒童父兄ノ如キハ、毎日來園參觀スル等目下ノ狀況ニテハ、先ヅ好成績ヲ得ベキ見込有之候此段及報告候也。

これは本島に於ける最初の幼稚園であるが、園長に何等學識經驗なき本島人を置いた點に、多少の非難があつた。其後本島人兒童の入園者は、皆無で全く内地人子弟のみの幼稚園たる觀を呈し、經費支出の途もなく、保姆に適任者を得ることが難かつたといふ様な各種の障礙續出し、三十三年十月まで事業を繼續したが、遂に閉園の止むなきに至つた。又臺北では田中國語學校長主唱で、添田臺灣銀行頭取、木村學務課長及び有志者協議の結果、臺北幼稚園設立を議決し、明治三十三年十月十五日淡水館の一部を借用授業を開始した。保姆は三木眞砂子外助手二名で、園兒は臺北に於ける中流以上の家庭の子女二十名であつた。併し有

志の計畫になるもの故、維持困難な上管理者もなく、遂に萎靡不振の結果に陥つた。

明治三十四年宜蘭小學校内に、幼稚園設置の稟申があつたが、三月九日不許可の通牒があつた。右は幼稚科を設立すれば同校の事業に影響あるは勿論經費も膨脹を來す事となり、未だ全島的に小學校の設備さへ満足でない今日、國費で幼稚教育を施行するが如きは、その時機を得たものでないといふのであつた。

二、幼稚園に關する規程 明治三十八年三月十四日幼稚園に關する規程が發布された。右は私立臺北幼稚園の不振は、畢竟有志の計畫に成もの故、維持困難な上、管理監督に任ずる者が無い爲である。併し新開地の幼児保育は、決して輕々に看過すべきものでなく、此の際幼稚園に關する通則を定め、訓令で管理者及び職員に關する規程を定め、當分臺北にのみ設置せんとしたものである。

第一條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スル迄ノ兒童ヲ保育スルヲ以テ目的トス

第二條 幼兒保育ノ要旨、項目及時數ニ關シテハ、明治三十八年八月文部省令第十四號小學校令施行規則第九章ノ規定ヲ準用ス

第三條 幼稚園ノ幼兒定員ハ、八十人、保姆一人ノ擔任スル幼兒ハ、四十人トス、但シ特別ノ事情アルトキハ、八十人ヲ百

五十人、四十人ヲ五十人マデハ増スコトヲ得

第四條 幼稚園ノ經費ハ、地方稅ヲ以テ之ヲ支辨ス

第五條 幼稚園ノ保育料ハ、一人ニ付一ヶ月金一圓五十錢トス、

但シ休業又ハ缺席全月ニ滯リタルトキハ其ノ月ノ保育料ヲ徵收セズ

第六條 幼稚園ノ保育料ハ地方稅ノ收入トシ、之ガ收納ニ關シテハ臺灣小學校授業料收納ノ例ニ依ル

附則

本令ハ、明治三十八年四月一日之ヲ施行ス

三、臺北幼稚園 明治三十八年三月十四日臺北幼稚園規程が發布された。

第一條 臺北幼稚園ハ、臺北廳長之ヲ管理ス

第二條 臺北幼稚園ハ左ノ職員ヲ置ク

園長 保姆

第三條 園長ハ廳長ノ命ヲ承ケ、園務ヲ掌理シ保姆ヲ監督ス

第四條 保姆ハ幼兒ノ保育ニ任ス

同日「四月一日ヨリ臺北ニ幼稚園ヲ置キ、臺北幼稚園ト稱ス」

職員採用及給與に關しては、臺北廳長宛左の通達があつた

一 園長及保姆の採用に關しては臺灣小學校教諭又は臺灣小學校助教諭たるの資格を有するもの、若は特に適任と認むべき經歷ある者に就き許可せらるべし

二 園長及保姆の俸給の支給に關しては、臺灣小學校助教諭の例に依るべし

かくて四月一日より第二小學校分教室内に幼稚園が設立され従來の私立臺北幼稚園は解散する事となつた。

明治三十八年六月二十七日、臺北幼稚園規程中改正が發布された。右は従來幼稚園は臺北廳長の管理になつてゐたが、事業の性質及び監督の便宜上之を國語學校に移すを至當と認めたので、第一條中「臺北廳長」を「國語學校長に」

第三條中「廳長」を、「國語學校長」に改めたものである。その後本園は三十九年三月限り、廢止された。

四、私立幼稚園 明治三十八年十一月二十九日 私立學校規則が發布され、右規則に依り認可された私立幼稚園は左の如くである。

名 稱	認可年月日	設立者
臺北幼稚園	明治四十一年十二月二十八日	河合龜輔
臺南幼稚園	明治四十一年六月三十日	關善次郎
嘉義幼稚園	大正四年六月二十九日	栢本量閣
基隆幼稚園	大正五年八月二十日	羽田平治郎
臺中幼稚園	大正五年五月二日	阪本素魯哉
打狗幼稚園	大正五年五月十七日	本田正巳
彰化幼稚園	大正五年九月五日	村木宗三

總爺幼稚園	大正六年一月二十五日	明治製糖株式會社
愛育幼稚園	大正六年三月十二日	佐竹晋次郎
打狗第二幼稚園	大正六年十二月十日	葉宗祺
麻荳幼稚園	大正六年十二月二十六日	林拔
彰化第二幼稚園	大正七年五月十日	楊吉臣
鳳山幼稚園	大正七年九月十三日	青木惠範
安平幼稚園	大正八年七月二日	李欽
羅東幼稚園	大正九年九月十四日	高木場超聖
新營幼稚園	大正九年八月二十八日	橫哲
大莆林幼稚園	大正九年九月十六日	江文蔚
基隆風幼稚園	大正九年七月十三日	許梓桑

五、臺灣公立幼稚園規則 大正十年五月二十九日 臺灣公立幼稚園規則が發布された。右は自治團體で、幼稚園を設置する事の、教育上適切な施設である事は、言を俟たない所であり、殊に本島の如き地で、本島人幼兒を保育する事は同化促進及び國語普及の徹底上、最も効果ある事は疑ふべき餘地がない。近時自治團體で幼稚園設置を希望する

向が多いので、此の際本案を發布する事としたものである。

臺灣公立幼稚園規則

第一條 市街庄ニ於テ幼稚園ヲ設立セムトスルトキハ、左ノ事項ヲ具シ州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クベシ

一 名稱

二 位置

三 保育規程

四 敷地及建物ノ平面圖

五 保育開始期日

六 一年ノ收支概算

前項第一號乃至第五號ヲ變更スルトキハ、設立者ニ於テ州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クベシ

第二條 保育規程ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的保育年齡保育期間休業日及式日ニ關スル事項

二 編制保育ノ項目保育時數ニ關スル事項

三 入園退園ニ關スル事項

四 保育料ニ關スル事項

五 右ノ外必要ト認ムル事項

第三條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ、設立者ニ於テ事由及期日ヲ具シ、州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クベシ

第四條 州知事又ハ廳長ニ於テ、幼稚園ノ設置又ハ廢止ヲ認可シタルトキハ、其ノ名稱位置及設立團體名ヲ告示スベシ、其

名稱又ハ位置ノ變更ヲ認可シタルトキ、亦同シ

第五條 州知事又ハ廳長ニ於テ、幼稚園ノ設置又ハ廢止ヲ認可シタルトキハ、其名稱位置及保育規程ヲ具シ、臺灣總督ニ報告スベシ、之ヲ變更ヲ認可シタルトキ亦同シ

第六條 内地人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ノ幼兒ノ年齡ハ、三

歲一日ヨリ尋常小學校ニ入學スル迄ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムベシ

本島人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ノ幼兒ノ年齡ハ三歲一日ヨリ公學校ニ入學スル迄ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムベシ

第七條 内地人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ニ本島人ヲ入園セシメムトスルトキ又ハ本島人ノ保育ヲ目的トスル幼稚園ニ、内地人ヲ入園セシメムトスルトキハ、其都度園長ニ於テ州知事又ハ廳長ノ許可ヲ受クベシ

州知事又ハ廳長ニ於テ前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ之ヲ臺灣總督ニ報告スベシ

第八條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身發育ノ程度ニ副ヒ健全ナル發達ヲ得シムルニ留意スベク、會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ズ、又常ニ幼兒ノ心情及行爲ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ、範例ヲ示シテ之ニ倣ハシメ、善良ナル習慣ヲ得シメムコトヲ務ムベシ

本島人ヲ保育スル幼稚園ニ在リテハ特ニ國語ノ話シ方ニ習熟セシムルコトニ留意スベシ

第九條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲、唱歌、談話、手技、作法ニ就

キ之ヲ定ムベシ

第九條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲、唱歌、談話、手技、作法ニ就

キ之ヲ定ムベシ

キ之ヲ定ムベシ

第十條 幼兒ノ定員ハ百二十人内トス、但シ特別ノ事情アルトキハ、二百人迄増スコトヲ得

保母一人ノ保育スル幼兒數ハ、三十人内トス、但シ特別ノ事情アルトキハ、五十人迄増スコトヲ得

第十一條 幼稚園ノ敷地、建物及器具ハ其ノ規模ニ適應シ且保育上管理上竝ニ衛生上適當ナルコトヲ要ス

第十二條 幼稚園ニ於テハ幼兒在籍簿出席簿其ノ他必要ナル諸帳簿ヲ備フベシ

第十三條 幼稚園ノ園長又ハ保母ハ臺灣小學校教員及臺灣小學校教員免許令施行規則又ハ明治三十三年文部省令第十四號小學校令ノ施行規則ニ依リ授與セラレタル教員免許狀若ハ幼稚園保母免許狀ヲ有スル者タルベシ

前項ノ免許狀ヲ有スル者ヲ得難キトキハ其ノ他ノ者ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得但保母ノ内少クトモ一人以上ハ、必ズ前項ノ資格ヲ有スル者タルコトヲ要ス

第十四條 前條ノ職員ノ進退ニ付テハ、市街庄吏員ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五條 保護者ハ幼兒在園中ノ保育料ヲ納ムベシ

第十六條 幼稚園ノ保育料ハ一月三圓以下ニ於テ、之ヲ定メ毎月其ノ月分ヲ徴收スベシ

第十七條 夏季休業若ハ幼稚園ノ都合ニ依リ休業全月ニ涉リタルトキ又ハ幼兒ノ病氣其ノ他正當ノ事由ニ因リ、缺席全月ニ涉リタルトキハ其月分ノ保育料ヲ徴收スルコトヲ得ズ

第十八條 州又ハ總地方費ニ於テ設置スル幼稚園ニ關シテハ、第十四條ヲ除クノ外前各條ノ規定ヲ準用ス、但州知事又ハ廳長ノ職務ハ第七條ヲ除クノ外臺灣總督之ヲ行フ

前項ノ幼稚園ノ職員ノ進退ニ付テハ、州吏員ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年府令第十六號幼稚園ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス
大正十年五月三十日、公立幼稚園に關し地方長官宛左の

通達があつた。

幼稚園は從來私立のみなりしが、地方制度改正の情勢に鑑み、今回公立幼稚園を設立し得ることとなり、公立幼稚園規則の發布を見るに至れり。風俗習慣殊に言語を同じくせざる内地人幼児と、本島人幼児を全然區別なく共學せしむることは、未だ其の經驗研究の不充分なる今日に於て頗る考慮を要することなるを以て、小公學校區別の主旨に従ひ、當分の内内臺人幼稚園は各別に之を設立することを本體とす。然れども内臺人の共學は小學校に於て之を認容したると同じく、幼稚園に於ても特殊の場合に限り、之を認容することとなり。元來幼兒は感受性強きものなるを以て、風俗習慣を異にせる内臺人の幼稚園に於ける共學は、其の方法にして適切ならんか同化の促進上其の效果大なるべきも、若し其の方法を誤らんか弊害を醸成するの虞なしとせず、且又國語習熟の程度を異にせる點より、保育の實際

上工夫を要す可きもの多かるべければ、之が實施に關しては特に注意を加へ、左に據り慎重に處理可相成、尙公立幼稚園規則第七條、第二項の報告書には調査書類を添附相成度右依命通達す。

記

一 公立幼稚園規則第七條に依る申請を受けたるときは、小學校兒童共學取扱の例に倣ひ取扱ふこと。

二 内地人及本島人を同一の建物内又は運動場内に同時に收容する幼稚園の設置は、稟議を経たる上認可すること。

六、臺灣公立幼稚園官制 大正十二年三月二十四日臺灣公立幼稚園官制が發布された。右は大正十年度より漸次街庄立幼稚園の設置を見、猶引續き市街庄立として設置を希望するもの續出する状態である。

幼稚園は本島人教化上特に須要の事項である上、相當資格を有する保姆を得ることも緊要な事なので、今後保姆に對し相當の待遇を與へ、其の地位を確保する爲、本會の公布を見るに至つたものである。

第一條 臺灣公立幼稚園ニ左ノ職員ヲ置ク 園長 保姆

第二條 園長ハ保姆中ヨリ州知事又ハ廳長之ヲ補ス、但シ必要アルトキハ公立ノ小學校若ハ公學校ノ校長又ハ廳郡若ハ市ノ視學ヲ以テ、園長ニ充ツルコトヲ得

園長ハ廳長郡守又ハ市長ノ命ヲ承ケ、園務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

第三條 保姆ハ判任官ノ待遇トス。幼兒ノ保育ヲ擔任シ、兼ネ

テ園長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第四條 公立幼稚園ノ職員俸給其ノ他ノ諸給與ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム

第五條 市街庄立幼稚園ノ職員ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ、州又ハ廳地方費ノ負擔トス

ミなつてゐた。

七、公立幼稚園規則中改正 大正十二年三月二十七日公立幼稚園規則中改正が發布された。右は教育令の改正に伴ひ幼稚園に於ける共學に關しても略々小學校、公學校と同様にする必要があるので、一面官制發布の結果保姆の任用についても、改正を要することゝなつたからである。主なる改正點は次の通りである。

第五條 幼稚園ハ小學校又ハ公學校ニ併置スルコトヲ得

第六條 幼稚園ノ幼兒ノ年齢ハ三年以上七年限トス

第七條中 「内地人」ヲ「國語ヲ常用スル幼兒」「本島人」ヲ「國語ヲ常用セザル幼兒」ト改メ第二項ヲ削ル

第八條中 「本島人」ヲ前同様改正

猶規程の免許狀を有しない者は、保姆心得と稱する事になつた。

昭和六年三月二十九日同上規則中改正が發布された。右は市街庄に於て幼稚園を設置又は廢止せんとする際、知事又は廳長の認可を要し、州又は廳地方費で設置せるものは、

七	公立三二	内九八	内一九九
八	私立三四	四四八	二一九三
九	〇	四〇二	一七四六
一〇	二一	四五	二二六九
一一	二二	四六	一七二八外一四
一二	二七	九六	二一八五蕃一
一三	三七	四六	二一八九蕃一
一四	四一	四六	二一八五蕃一
一五	四七	四六	二一八九蕃一
一六	五二	四六	二一八九蕃一
一七	五七	四六	二一八九蕃一
一八	六二	四六	二一八九蕃一
一九	六七	四六	二一八九蕃一
二〇	七二	四六	二一八九蕃一
二一	七七	四六	二一八九蕃一
二二	八二	四六	二一八九蕃一
二三	八七	四六	二一八九蕃一
二四	九二	四六	二一八九蕃一
二五	九七	四六	二一八九蕃一

昭和八年を堺として、漸次公立を廢止され、従つて私立幼稚園之に代りて増加し、世の趨勢に乗じて現今の多數に上り、園兒も年々共に非常なる増加を示すに至れり。尙之に本島人側の特設託兒所を加ふれば幼児保育の現況は、驚くべき進展振を示す。實に時勢に即應したる喜びに足る頼母しさである。

念の爲に御報告

十月七日附の夕刊東京諸新聞紙に、「教育雜誌統合決まる」を題し、二十九種の雜誌名が擧げてありましたが、その中に本誌の名がないので、御心配下さいました方も少なくないことか思ひます。あれは、多數の教育雜誌が警視廳の統合方針の下に自發的に、或は合併、或は廢刊を見た結果でありまして、本誌の刊行は従來通り變りないのでありますから、御安心を願ひます。

就ては、本誌は皇國幼児保育の振興に對する職責の重大を愈々自覺し、内容の充實を以て讀者諸君の爲に、希くは益々お役に立ちたいもの之心願致して居ります。讀者諸君に於かれまして、御自身の雜誌として、倍舊の御好意をお寄せ下され、本誌の發展に御協力を願ひます。

昭和十六年十月

日本幼稚園協會